



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

## 擔任者 田中好

### 道路損傷金徵收規則

道路法第四十條に於ては特に道路を損傷する原因となるべき事業を爲す者に對し道路の維持修繕費の一部を負擔せしむる所謂道路損傷負擔金制度を認めてゐる。此の制度は道路費一般負擔の原則に對し負擔公平の見地に於て合理的に是認せらるゝ制度である。併し其の合理化を策する爲に

は如何なる手段方法に依るを得策とするかは頗る困難な問題であつて、例の道路工事費受益者負擔金制度よりは一層の難事である。蓋し、道路損傷の程度を判定することは受益者負擔に於けるが如く、道路工事に依る沿道土地の價格増加額を算定するよりは困難であるのと、假令之を精確に判定する方法を講ずるにしても夫れが爲には道路交通の物體に特別の裝置を施さねばならず、之が爲には現行制度上強制の方法が無い。又夫れを裝置せしめ道路使用の程度を精確ならしめても之が監視に尠なからざる手数を要し、負擔金と負擔手數料との關係からすれば負擔金徵收の價値を疑はるゝ嫌がある。又道路を利用する交通物體は道路の種類に従つて道路を使用するのでは無いから道路の損傷程度を管理者の異なる毎に算定することは實行上不可能の感がある。

近時各府縣に於ては道路を利用し、又最も夫れを損傷する自動車營業者に對し此種負擔金を賦課せむとする傾向があつて、既に之に就て内務大臣の認可を得たものは、山口・

山形・神奈川・群馬・静岡・愛媛の七縣であるが、是等の地方に於ては自動車營業者から反對の聲が擧げられてゐる。併し是等の大部分は自動車營業者に對する負擔金制度其のものを排斥する要求であつて、道路費用負擔公平の見地からすれば營利の爲に道路を著しく損壞し夫れの費用を國民一般の負擔に歸せしめむとする如きは、所謂資本家的考案であつて遽に賛成する譯には行かぬ。併しながら、又一面自動車が道路を使用して呉れることに因つて國民經濟生活が容易になることに考察するときは是等の營業者に餘り多くの負擔金を負擔せしむるのも考慮すべきである。殊に自動車は地方税法に依つて雜種税を賦課され、市町村が夫れに附加税を徵收し其の負擔は餘り軽いものとは言はれない。従つて自動車發達の方面からも考慮せなければならぬ。斯く感ずるときは本制度を廢止し夫れに代るべき負擔金と自動車税とを混合せしめて寧ろ自動車税を改訂し之を國庫に於て徵收して地方に下付する方法が可いのでは無からうかとも考へらるし。内務省に於ても此の點に就て攻究中であつて未で成案を得ないが之は獨り路政當局の問題のみに止まらず廣く識者に研究して貰はなければならぬ重大問題である。此の懸案が解決さるゝ迄は矢張り従前の制度で其の徵收を認めるそうであるから茲に最近認可された静岡縣道路損傷負擔金徵收規則と、夫に基き静岡縣が制定した施行細則とを紹介し、世の識者と當局者の資料に供す。

静岡縣道路損傷負擔金徵收規則

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム  
一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者  
二、前號ノ外特ニ道路を損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ト認定シタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費豫算(歩道車道ヲ區別スル道路ニ付テハ車道ニ要スル費

第四條

用)ノ五分ノ一以内トス  
自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下乗用自動車 一・〇  
前號以外ノ乗用自動車 一・六  
一噸以下貨物自動車 二・一

前號以外ノ貨物自動車 三・八

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム申告ヲ爲サザルトキ及申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條

一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ前年度ニ於ケル走行哩數ヲ毎年四月末日迄ニ知事ニ申告スヘシ但シ四月一日以後事業ヲ開始シタルモノニ在リテハ事業開始届出ノ際其ノ年度末迄ノ豫定走行哩數ヲ申告スヘシ

第六條

負擔金ハ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス  
賦課期日後事業ヲ開始シタル者ニ付テハ月割ヲ以テ之ヲ賦課ス

第七條

賦課期日後事業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ月割ヲ以テ負擔金ヲ減額ス

第八條

賦課期日後負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事實ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ負擔金ヲ増減スルコトアルヘシ  
毎年度負擔金ハ六月及十二月ニ各半額ヲ徵收ス  
第六條第二項ノ規定ニ依ル賦課ヲ爲シタルモノノ納期ニ付テハ賦課ノ際之ヲ定ム

第九條

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ  
一 天災其ノ他不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ  
二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ  
三 引續キ三十日以上ニ互リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命セラレタルトキ

第十條

四 知事ニ於テ特ニ減免スルノ必要アリト認メタルトキ  
道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄付シタル者ニ對シテハ其ノ寄付額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕工事を施行シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件並ニ勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十一條 第七條及前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十二條 事業ノ開始、休止、停止又ハ廢止ハ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ニ對シテハ負擔金減免ニ關スル本則ノ規定ヲ適用セス

第十三條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年度ニ於ケル負擔金ノ賦課徴收ニ關シテハ知事別ニ之ヲ定ム

静岡縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

第一條 一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ハ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ハ別記第二號様式ニ依リ其ノ走行哩數ヲ知事ニ届出ツヘシ

四月一日以後ニ事業ヲ開始シタル者亦同シ

前項前段ニ依ル届出ハ四月末日迄ニ之ヲ提出スヘシ

第二條 事業ヲ休止、停止、廢止又ハ變更シタル者ハ第三號様式ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第三條 規則第九條及第十條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ願出ツヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所 有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所々在地若ハ使用地ヲ管轄スル土木出張所長ヲ經由スヘシ

附 則

第六條 本令ハ道路損傷負擔金徵收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 昭和四年度ニ於ケル負擔金ハ昭和四年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課シ其ノ金額ヲ徵收ス

本令第一條及第二條ノ届書及申告書ハ昭和四年度ニ限リ之ヲ三月三十一日マテニ知事ニ提出スヘシ

號

土木出張所

第一號様式

一定路線ニ據ル貨物自動車使用届

本籍	縣	市郡	村町	番地
住所	縣	市郡	村町	番地
氏名	第	號		(印)
車輛番號	第	號	貨物用車	
車輛自重	噸			
檢査月日	昭和	年	月	日
檢査交付日	昭和	年	月	日
主たる營業所所在地	縣	市郡	村町	番地
走行哩程				
國府縣道名	區	間	道路延長	一日運轉回數
線	至	自	哩	哩
右及御届候也				
昭和	年	月	日	
靜岡縣知事				殿

備考

- 一 本屆書ニ記入スヘキ事項ハ四月一日現在ノ事實ヲ記入スルコト
- 二 四月一日以後ニ於テ事業ヲ開始シタル者ハ開始ノ時ニ於ケル事實ヲ記入スルコト
- 三 本屆書ハ車輛一臺毎ニ提出スルコト
- 四 道路延長ハ静岡縣ニ於テ定ムル處ノ自動車道路哩程表ニヨルコト
- 五 一日運轉回數ハ片道ヲ一回トシテ計算スルコト

號

土木出張所

第二號樣式

昭和 年度走行哩數申告書

(自昭和 年 年 至昭和 年 年) 走行豫定哩數申告書

本籍	縣	市郡	村町	番地
住所	縣	市郡	村町	番地
氏名	(印)			
車輛番號	第 號	自動車輛別	貨乘	物用
車輛自重	噸	乘車定員(乘務員共) 又ハ積載定員	車	車
檢査證交付日	昭和 年 月 日	使用開始日	昭和 年 月 日	入
主タル營業所所在地	縣	市郡	村町	番地
國府縣道名	區	間	道路延長	一日平均
線	至自	哩	運轉回數	一日平均
		哩	走行日	一年走行哩程

停止期間		休止期間		氏名	住所	本籍	事業變更 廢止 屆	土木出張所	號
至	自	至	自						
昭和	昭和	昭和	昭和		縣	縣			
年	年	年	年		市郡	市郡			
月	月	月	月						
日	日	日	日		村町	村町			
				(印)	番地	番地			

第三號様式

- 備考
- 一本申告書ハ其ノ使用スル自動車ノ前年度(前年四月一日ヨリ本年三月末日ニ至ル)ニ於ケル走行哩程ヲ記入スルコト
  - 四月一日以後ニ於テ事業ヲ開始シタル者ハ其ノ年度末迄ノ豫定走行哩程ヲ記入スルコト
  - 本申告書ハ車輛一臺毎ニ提出スルコト
  - 區間ハ市町村名ヲ記入スルコト
  - 道路延長ハ静岡縣ニ於テ定ムル處ノ自動車道路哩程表ニヨルコト
  - 一日運轉回數ハ片道ヲ一回トシテ計算スルコト

右及御届候也	昭和	年	月	日	靜岡縣知事	殿
--------	----	---	---	---	-------	---

廢止年月日	昭和年 月 日	從前ノ事項	變更後ノ事項
車輛番號	第 號	貨物車	貨物車
自動車種別	貨物車	貨物車	貨物車
車輛自重	噸	噸	噸
乘車定員(乘務員共) 又ハ積載定量	人	人	人
檢査證交付年月日	昭和年 月 日	昭和年 月 日	昭和年 月 日
主タル營業所所在地	縣 市郡 村町 番地	縣 市郡 村町 番地	縣 市郡 村町 番地
國府縣道名及區間	線 至 自	線 至 自	線 至 自
一日(平均)運轉回數			
一日(平均)走行哩程	哩	哩	
一箇年走行哩程			
右及御届候也			
昭和年 月 日			
靜岡縣知事			
殿			

備考

本屆書ハ各變更事項毎ニ提出スルコ但トシ關聯セル事項ハ同時ニ付記シ届出ツルコト